整理番号
------

## 吹田市福祉用具購入費支給申請書

年 月 日

吹田市長 宛

次のとおり福祉用具購入費の支給を申請します。

		/ /  田  地/	ロンヘン	ИТ/ ,	, , , ·	- / / /	<u>н</u> с	т нг	, 0 5			_									
	被保険	者番号	0	0	0																
申	住	吹	田戸	†																	
請	> 10									信	冟詰	番	号								
- <del>1</del> - <b>x</b> -	ふり	がな																			
者	被保険	者氏名																			
	生 年 月 日			1 明	治	2 大	定正	3 🛭	召和	4 西月	悸				年		月			日	
特 の	定 福 社 種	止用 具 目																			
特具	定福の商	祉 品 名																			
製	造事業	美者名																			
販	売事	美者名																			
購	入年	月日				年	F	]	目			年	i	月	日			年	月		日
必 (個 用:	定福祉月 要な理は 目々の特 具ごとに ください。	記 定福祉 記入し																			
	定福祉用具の 入に要した費用 び自己負担額								円						円						円
及				合	計					Р	] (5 t	う自	1己:	負担	額				円)	)	
支	給 申	請 額							金							円					

## ※ 添付書類

- (1) 当該申請に係る特定福祉用具の購入に係る領収証
- (2) 当該申請に係る特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要を記載した書類
- (3) オーダー品の場合は請求明細等の内訳がわかる書類
- (4)吹田市福祉用具購入費支払請求書及び口座振込依頼書(様式第5号)

又は吹田市代理受領に係る福祉用具購入費支払請求書及び口座振込依頼書(様式第6号)

市記入欄

	介	護	非該当•	要支援1・	要支援2・	要介謹1	<ul><li>要介護2・</li></ul>	要介謹3	<ul><li>更介謹₄</li></ul>	<ul><li>要介護5</li></ul>				
要要認	支	援定	有効期間	令和	年	月		令和	年	月	日			
hir.	1	腰掛便		1. 1	'		, .	11 111						
特	□ 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの(腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む)													
		□洋□	代便器の上	に置いて高	iさを補うもの	ク								
4		□ 電重	助式又はス	プリング式で	で便座からコ	立ち上がる	際に補助で	きる機能を	有しているも	E <sub>2</sub> (T)				
定		□ 便區	区、バケツ等	をからなり、利	移動可能で	ある便器(	居室におい	て利用可能	とであるもの	に限る)				
			泄処理装			-> 0 0 4 11 (		- 1 3 / 1 3 / 13		. 12107				
福	2	(自動排	泄処理装置	の交換可能部	品(レシーバ	ー、チューブ	、タンク等) のう	ち尿や便の紅	圣路となるもの	であって、居宅要	更介護者等			
			介護を行う者が		できるもの)									
	3		測支援機		έ定するもので	あって 排尿	の機会を居字	要介護者等7	フけその介護	を行う者に通知す	トスもの)			
祉	4	入浴補		いし、水重では		C DEM	· /	女月 阪 日 守 /	(は こり) 版	Z   1   7   1   C   C   7   7	7 20 0 0 7 7			
	_			座面の高さ	がおおむね	35cm以上@	つもの又はリクラ	ライニング機	能を有する	ものに限る)				
用		□ 浴桶	曹用手すり	(浴槽の縁	を挟み込んで	で固定するこ	ことができるもの	かに限る)						
/ 13		□ 浴桶	曹内いす(	浴槽内に置	いて利用す	ることができ	るものに限る)							
							容易にするこ			)				
具			_, , ,				の解消を図る		ものに限る)					
			1		に置いて浴材	曹の底面の	高さを補うもの	に限る)						
$\mathcal{O}$	□ 入浴用介助ベルト □ (居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る													
V	5 簡易浴槽(空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの)													
		6 移動用リフトのつり具の部分												
種		7 スロープ (段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る)												
		8 歩行器 (歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、四脚を有し、上肢で												
目	<ul><li>保持して移動させることが可能なもの)</li><li>9 歩行補助つえ (カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る)</li></ul>													
NI.					<u>//// 年</u>	<u> </u>	<u>////、/ /</u> 円			> WAXICINO)	ш			
=	該企	+度の文	:給履歴 無 	· 有	年	月	円	î	合計 A		円			
支	た給降	限度額	В 100	0,000円	給付制限	無·有	(一時差止・	保険料控制	除) C		円			
支	に給の	の対象と	なる費用の	合計((B-	- A)を超えな	い額)			D		円			
自己負担割合														
Dのうち申請者自己負担額の合計(小数点以下切上げ)…D-D× /100 E 円														
決	支	<b>支給します</b>												
定	支	給決定額	類(D-E-			円								
	; -	年 使の つ	支給履歴		年	月	用具の種目	(	L		)			
備考	旭	一尺ツノ	<b>ヘ</b> 小口 // 及 / 正		年	月	用具の種目	(			)			
与														

	決裁日	令和	年	月	日	
	起案日	令和	年	月	日	
決 裁 欄	参事	主幹	主査	係員	合議	
裁						
惻						